

(防火管理者の資格)

消防法施行令第3条第1項(抜粋)

- ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者(当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの
- ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に1年以上あつた者
- ニ イからハマまでに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

消防法施行規則第2条

令第3条第1項第1号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者
- 一の二 第4条の2の4第4項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- 二 法第13条第1項の規定により危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- 三 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第22条第3項の規定により保安管理者として選任された者(同項後段の場合にあっては、同条第一項の規定により保安統括者として選任された者)
- 四 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 五 警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 六 建築主事、建築副主事(一級建築士試験に合格した者に限る。)又は一級建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの
- 七 市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあつた者
- 八 前各号に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者